

1 市の概要（H30年度）

人口	376,181人
保護率	0.56%

2 支援状況（H30年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	22.8
プラン作成件数人口10万人当(件) 一月当たり	2.6
一時生活支援利用者数人口10万人当 (件) 一月当たり	2.5
就労・増収率(%)	78.8

4 事業実績（H30年度）

利用者	就労自立	親族等による引き取り	支援継続	生活保護申請
58人	43人	3人	6人	6人

5 事業実施のポイント～個別かつ切れ目のない支援～

Point①

・自立相談支援担当者が、インテークからアセスメント、プラン作成、一時生活支援の利用までを継続して担当するため、居所のない者及び帰宅困難な者に対し、支援の切れ目なく、迅速に対応することができる。

Point②

・職員が市内企業に当事業について説明し、理解を求めるとともに、企業の特徴について把握することで、対象者の状況に応じた適切な求人情報の提供を心がけている。

3 実施方法について

実施方法	直営
事業費	1,965千円
理由 (直営)	・本市の生活困窮者自立支援体制は、支援の中核となる自立相談支援を市役所内で直営+委託（社協）で行っており、そこに、一時生活支援を直営で実施することにより、相談から緊急支援までを一体的に実施できる体制としている。
事業概要	・市役所から徒歩5分圏内に、アパート2室を借り上げている。 ・生活費1,200円/日を支給。 ・借上げアパートの利用と生活費の支給により、一時的な生活の安定を図るとともに、個別のプランに応じた就労支援等、必要な支援を実施。
課題・対応	・市外・県外で入寮し、仕事を始める対象者も多く、就労自立後のフォローが課題。
その他 特記事項	・借上げアパート2室が利用中の場合には、ビジネスホテルの宿泊で対応し、同様の支援を実施。

6 取り組んで良かったこと

・居所がなく、路頭に迷っていた相談者が、活力を取り戻し、新しい生活をはじめようとするきっかけを提供することができる。

・DVや障害者虐待、生活史健忘の身元不明者等、夜間の緊急対応時に、柔軟に活用することができる。



写真:借上げアパートの様子